# 平成25年第3回矢巾町議会臨時会目次

議案	目次		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••	•••••	•••••	• • • • • • •		• • • • • •	••••	•••••		•••••		•••••	••••			• 1
	第	1	号	(5	月 1	0 日)	)												
○議	事日	程																	. 3
○本	日の	会静	義に付	した	事件														. 3
〇 世	席議	員																	. 3
〇欠	席議	員																	. 3
〇地	方自	治法	は第 1	2 1	条に	より	出席し	した該	的月	•••									• 4
○職	務の	ため	りに出	席し	た職	員·													• 4
○開		会																	• 5
○議	長事日	程の	報告																. 6
○会	議録	署名	名議員	の指	名														. 6
○会	期の	決兌	₹ …																. 6
○報	告第	; 1	号	自動	車事	故に位	係る推	員害賠	告償請	求事	件に	関す	る専決	2. 处分	の報	告に	<u>こ</u> つ		
				いて															. 6
○議	案第	3 7	7 号	旧矢	巾中	学校	校舎等	等解体	七工事	請負	契約	の締ぎ	結につ	ついて	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				. 8
○議	案第	; 3 8	3 号	平成	2 5	年度	矢巾町	丁一般	会計	補正	予算	(第	1号)	につ	いて			• • • • • •	1 4
○常	任委	員会	会委員	の選	任に	つい	て …												2 4
○議	会運	営才	美員会	委員	の選	任に、	ついて												2 6
○矢	计时	·議会	きだよ	り特	別委	員会	委員0	)選任	とにつ	いて	•••								2 7
○閉		会																<b></b> .	. 2 8
○署	Ļ	名															• • • • • •		. 2 9

### 議 案 目 次

平成25年第3回矢巾町議会臨時会

- 1. 報告第 1号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について
- 2. 議案第37号 旧矢巾中学校校舎等解体工事請負契約の締結について
- 3. 議案第38号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)について
- 4. 常任委員会委員の選任について
- 5. 議会運営委員会委員の選任について
- 6. 矢巾町議会だより特別委員会委員の選任について



#### 平成25年第3回矢巾町議会臨時会議事日程

平成25年5月10日(金)午前10時開会

#### 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について
- 第 4 議案第37号 旧矢巾中学校校舎等解体工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第38号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)について
- 第 6 常任委員会委員の選任について
- 第 7 議会運営委員会委員の選任について
- 第 8 矢巾町議会だより特別委員会委員の選任について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

#### 出席議員(18名)

1番	齊	藤	正	範	議員	2番	藤	原	由	巳	議員
3番	村	松	信	_	議員	4番	Щ	﨑	道	夫	議員
5番	Ш	村	農	夫	議員	6番	小	Ш	文	子	議員
7番	谷	上		哲	議員	8番	廣	田	光	男	議員
9番	秋	篠	忠	夫	議員	10番	芦	生	健	勝	議員
11番	昆		秀	_	議員	12番	村	松	輝	夫	議員
13番	藤	原	梅	昭	議員	14番	: ][	村	よし	ン子	議員
15番	米	倉	清	志	議員	16番	髙	橋	七	郎	議員
17番	長名	川名	和	男	議員	18番	藤	原	義	_	議員

#### 欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

 町
 長
 川
 村
 光
 朗
 町
 長
 女
 鹿
 春
 夫
 君

 総
 務
 課
 長
 川
 範
 男
 君
 企画財政課長
 秋
 篠
 孝
 一
 君

 生きがい推進
 農
 林
 課
 長

生きがい推進農林課長川村勝弘君兼農業委員会 高橋 和代志 君事務局長

道路都市課長 藤 原 由 徳 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊 池 清 美 君 係 長 吉 田 徹 君

主 事 根澤 のぞみ 君

\_\_\_\_\_

#### 午前10時00分 開会

○議長(藤原義一議員) ただいまから平成25年第3回矢巾町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

会議に先立ち、ここで町長から発言の申し出がありますので、これを許します。 川村町長。

#### (町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、貴重な時間ではご ざいますが、会議に先立ちまして、昨日の新聞報道にもあったわけでありますが、ほだ木の 1次保管に関しましてご説明させていただきます。

最初に、1次保管地選定の経緯についてですが、原木シイタケ栽培農家が平成23年秋以降に順次導入したほだ木は、その時点での利用可能放射性セシウム濃度指標値は150ベクレルであり、問題がありませんでした。その後、平成24年4月1日に50ベクレルに変更されたことによりまして、既に導入しておりました原木3万3,110本が指標値超過となったものであります。これらのほだ木の対応として、平成24年10月18日に被害生産農家10戸を対象にほだ木処分に係る説明会を開催し、要望を踏まえ撤去することとしましたが、適切な保管場所が見つからなかったため、間野々地内にある農協敷地内を1次保管場所に設定し、県の補助事業を導入し搬入したところであります。

そうした中、地元である間野々行政区から、健康上の不安につながるものが保管されているという疑念の声があり、5月8日に説明会の開催に至った次第であります。事前に近隣等住民へお知らせしなかった理由は、国が定める一般食品に適用される基準値の100ベクレルを超過していないことから、ほだ木そのものは危険ではないとの観点に基づき、あるいは公表に伴い過敏になり過ぎるのではないかということに加え、さらなる風評被害を助長するのではないかとの懸念から、事前説明会を行うことが適切ではないという判断に至りました。放射線等の安全が叫ばれている中、地域住民の方々に対する説明をしなかったことは、住民目線に立つという観点から配慮等に欠けていた点もありました。放射能関連に対し国民の意識は高くなっておりますことから、今後このようなことのないよう細心の注意を払いながら適切に対応するよう努めてまいりますので、議員各位のご理解をお願いいたしまして、説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 以上で町長からの発言を終わります。

直ちに本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_

#### 議事日程の報告

○議長(藤原義一議員) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。 これより本日の議事日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(藤原義一議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

13番 藤 原 梅 昭 議員

14番 川 村 よし子 議員

15番 米 倉 清 志 議員

の3名を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

○議長(藤原義一議員) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、5月9日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、 本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

\_\_\_\_\_

## 日程第3 報告第1号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分 の報告について

○議長(藤原義一議員) 日程第3、報告第1号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

#### (町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 報告第1号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分 の報告について提案理由の説明を申し上げます。

今回発生した事故は、ただいま議案を朗読したとおりでありますが、場所は町道西部開拓線、大堤の南約250メートルの地点でありまして、冬期間の道路の凍結などによりできた道路陥没箇所に自動車が走行中に入ったことによる車両損傷事故でありました。

車両損傷に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っておりまして、 過失割合が相手方に50%あるとの保険会社の査定から、車両の修理代金、総額4万7,344円 の50%に当たる2万3,672円を支払うものであり、全額保険で賄うものであります。

今回のこのような道路の凍結に伴う道路陥没に関しましては、本町を含めた積雪地帯に おいて発生しやすい事例ではありますが、このような事故を未然に防止するよう、今後道 路パトロール等の充実や早期の補修等に意を配してまいる所存であります。

なお、この専決処分に関しましては地方自治法第180条第1項の規定に基づき、行ったものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

6番、小川文子議員。

- ○6番(小川文子議員) 昨年の3月もやはり町道に穴ぼこがあいておりまして、同様の事故が発生をいたしました。未然に今後はまた防いでいくという答弁でございましたが、どうしてもこの3月という時期は、去年も3月でしたので、雪解けの後ということで、そのパトロールが十分に行き届かないのではないかと思います。来年発生しないための策を教えてください。
- ○議長(藤原義一議員) 藤原道路都市課長。
- ○道路都市課長(藤原由徳君) ただいまのご質問にお答えいたします。

冬期間のパトロールにつきましては、直営のほうで行っておりますが、なお一層、毎日というより除雪に出た都度パトロール等を実施しておるところでございますが、どうしても業者委託している除雪路線についてもちょっとパトロールが私どものほうで足りなかったということで、今後またさらにパトロール回数をふやして、そして対応していきたいと

思っております。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) これで質疑を終わります。

以上をもって報告第1号を終わります。

\_\_\_\_\_\_

日程第4 議案第37号 旧矢巾中学校校舎等解体工事請負契約の締結につい

7

○議長(藤原義一議員) 日程第4、議案第37号 旧矢巾中学校校舎等解体工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第37号 旧矢巾中学校校舎等解体工事請負契約の締結について提 案理由の説明を申し上げます。

本工事は、現在の矢巾中学校が平成24年1月に移転改築されたことに伴い、老朽化が著しく耐震上も危険であり、長期にわたり放置することは防犯上からも問題がある旧矢巾中学校の校舎、体育館並びにプール等の解体を行うものであります。

工事の内容ですが、解体される校舎等の面積は約7,500平方メートルであり、工期はおおよ そ180日を見込んでおります。

入札執行は、指名競争入札として4月18日付でタカョ建設株式会社、株式会社水本、株式会社水清建設、有限会社岩手架設工業、協同組合建翔、株式会社遠忠、以上6社を指名し、5月8日午前9時30分から入札を執行した結果、株式会社水清建設が一金1億4,280万円で落札し、この金額に5%の消費税を加算した金額、一金1億4,994万円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質 疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番(川村よし子議員) 3点についてお伺いします。

まず、第1点目は、きょうは臨時議会ですけれども、毎回ですけれども、臨時議会のときには議員は全員出席ですけれども、当局がこのような少人数なのでしょうか。それがまず第1点目です。

2点目は、この議案37号の矢巾中学校旧校舎について解体なのですけれども、旧校舎には昭和62年に建設した校舎もあります。今の煙山小学校より遅くに建設した校舎もありますけれども、今町長の説明では、老朽化が著しいという説明がありましたけれども、昭和62年に建設の校舎がどのようで老朽化が激しいのでしょうか。その点を詳しく説明をお願いいたします。

それから、3点目は、議会で、10対7であの矢巾中学校跡地の利用はアンケートをとってほしいということを提案しているのですけれども、その回答のないままどうして全部解体しなければならないのでしょうか。そのところはどのように話し合われているのでしょうか。その点をお伺いします。

- ○議長(藤原義一議員) 星川総務課長。
- ○総務課長(星川範男君) それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

1点目の質問にお答えをしたいと思います。なぜ臨時議会の際には全員当局が出ていないのかということでございますが、今までもそのとおりでございましたが、その臨時議会に関係する案件、それに対応する管理職というふうなことで今までも対応してきているところでございます。そういうことで全員参加をしていないということでございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(藤原義一議員) 秋篠企画財政課長。
- ○企画財政課長(秋篠孝一君) 2点目の旧校舎の昭和62年に建設した校舎もあるのではないかということで、それも老朽化かということでございますが、先ほど町長がご提案で申し上げました内容につきましては、主な要因というのが老朽化ということでございます。この解体に当たりましては、以前にも議会でもご質問等にお答えをしている関係もございますが、今回移転改築になった理由につきましては、危険校舎ということで新たに移転改築をしたものでありまして、その際に国庫補助等の補助を入れて建てかえたものでありますので、その

際に、これまでの答弁でもありましたとおり、文科省の指導といいますか、関係法令等の運用細目等によりまして、今まで建っていた校舎の機能が確保されたものについては、その機能確保後には速やかに交付対象となった面積等について施行者の、いわゆる設置者の負担で取り壊しをするものであるということで、そういうことで補助を受けていることでございます。今回そういった理由もございまして、新たに中学校の機能が全て確保されたということで、基本的に全て取り壊しするということになりますことをご理解いただきたいと思います。

それから、アンケートをとってほしいという回答がないということでございますが、先般議会のほうから質問がございまして、こちらのほうで回答しているところでございます。従前から申し上げておりますとおり、旧跡地の利用につきましてはさまざまな意見等を踏まえて検討した結果、町としては教育施設として再利用していきたいということで申し上げているとおりでございまして、そういったことを踏まえまして、町のほうではアンケートをとる考えはないということでの回答させていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

- ○議長(藤原義一議員) 川村よし子議員。
- ○14番(川村よし子議員) 3点質問したわけですけれども、その1点目のことなのですけれ ども、やはり私も矢巾中学校跡地については教育長にも質問したいし、教育委員長にも質問 したいと思いました。ですので、どうしてこういうことになっているのか、私もすごく、議 会軽視ではないのかと私は思います。まず、それは意見です。

2点目は、今の企画財政課の課長さんのお話では、国からの予算がということがあるのですけれども、この1億4,994万円の中に国からどのくらい予算が来るのですか。町からの予算ですよね。一般会計からの予算ですよね。私は、住民の大切な税金で歴史の中であそこの中学校が建てられて、それから煙山小学校よりも6年も後に建てられた校舎も、昭和62年に建てられた校舎もあるわけです。そういう校舎をこれからの町民のために社会教育とかいろいろな分野に使う、そういうことも考えられなかったのか、そういうところも質問いたします。答弁をお願いします。

- ○議長(藤原義一議員) 秋篠企画財政課長。
- ○企画財政課長(秋篠孝一君) 解体費について国からの補助があるのかということでございますが、ちょっと先ほど足りなかったかもしれませんが、移転後につきましては設置者の負担でもって解体をすることになってございますので、この部分についてはいわゆる町の負担ということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。あくまでもその改築する新

しいほうの校舎の建設に対しては国の補助がありますということでございますので、ご理解 をいただきたいと思います。

それから、住民の大切な税金で建てられた校舎ということでございますが、そういった観点で私どももいろいろ検討した経緯がございます。そうしたことで有効活用したいということでございまして、いろいろそういう方策をとってきたところでありますが、ただいろんな、今川村議員さんからおっしゃられたような使い方も多分あろうかと思いますが、そういった部分も踏まえて町として方向性を決定したものでございますので、その上で解体という選択肢を、選択肢といいますか、それしかないということで今回決定したものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(藤原義一議員) ほかにございますか。 6番、小川文子議員。
- ○6番(小川文子議員) ただいまの企画財政課長の答弁でございますが、私は3月議会の反対討論の中でも申し上げましたように、この中学校は危険校舎だからといってそういう理由で新しく校舎は建てた、そして文部省から6億円の補助をいただいて建てたと。そういう経過の中で、危険校舎であるということで新しく建てたものであるから、その校舎ができた暁には速やかに解体しなければならないと、選択肢がそういうものであるという説明が今もされたわけでございますけれども、文部科学省では平成20年から廃校の弾力化を条例で認めておりまして、一部残してそれを活用したとしても中学校への補助の返還はもちろんないし、もちろんこの解体費用は町の独自の予算でやるわけですから国庫返納金も生じないと、それは町の裁量権に当たるということの回答を直接文部科学省から得ております。ですので、町の答弁は大きな問題があると思います。1つは、解体しないで使うことは不可能だという、そういうふうな見解でございます。これは不可能ではないのです。そこのところをはっきりと、20年の文科省の見解をご存じですか。そこのところをしっかりとやっぱり再度ここで明らかにしてください。私は、反対討論で申し上げて、町はその時点では討論ですので答弁する機会がなかったので、ぜひこの点についてはお聞きをしなければならないと思っておりました。

以上です。

- ○議長 (藤原義一議員) 秋篠企画財政課長。
- ○企画財政課長(秋篠孝一君) 小川議員さんのご指摘のとおり、全国的には廃校を使って再

利用をしたりしているところがございます。それは文科省でもそうですし、例えば会計検査院のほうでもそういったことを、できれば使っていきましょうというようなこともお話はこうしてあります。要は廃校といいましても、要するに統廃合によりましてまだまだ使える校舎があった場合に、そういったことで廃校になったりする場合もございますし、あるいは今回町のような形で危険校舎として、新しいものが移ったことによって廃校になる場合もございますので、そういったいろいろな廃校といいましてもさまざまの形態があると思います。そういった内容を踏まえながら検討する必要があると思ってございますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

その上で、町の場合につきましては、当初私どももやっぱりそういったことで有効活用しようということで、本来であれば解体をしなければならないということが基本原則で、しかも国庫補助が入っているので、そういった機能が完成した暁には解体をすることを前提条件として指導を受けながらやってきたものはそのとおりでございます。その上で今のような事情があったことから、有効活用につきまして、今まで議論ありましたとおり学校法人のほうからそういった提案もあって、そういったことで有効活用できないかということで、特例措置として文科省のほうにいろいろ相談をしたりしてきた経緯がございまして、一時取り壊し免除等の申請を出しながらそういった活用を図ってきたところでもあります。これは今まで議会のほうとも議論しておわかりのことと思いますが、そういったこともやってきた上で、なおかつ今回さまざまな諸事情によりそういった活用ができないということで、当初のそういった特例措置が使えないということ、使えないというか、そういった条件に当てはまらなくなったということで解体することとなったものでございますので、そのところはご理解をいただきたいと思います。そういった議論は、いろんな廃校の議論は私どもも踏まえた上での判断でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(藤原義一議員) 小川文子議員。
- ○6番(小川文子議員) ただいまの答弁の中で、特例措置として認めていただいたと、そしてそれがなくなった段階で使えることができなくなったというようなご説明でございましたが、文部科学省では、危険な校舎は取り壊し、危険でない部分を利用する分には一向に差し支えがないと答弁をしております。ですので、町が危険でないものを使えないという説明は当たりません。使う意思がないと言うのであれば、町としては使う意思がないので壊すという説明であれば納得できますが、これは使えないので壊すというのでは文科省の答弁とは食

い違ってまいります。その点をしっかりと説明してください。文科省では一部残したとして もそれは構わないと言っております。残して利活用しても。

- ○議長(藤原義一議員) 女鹿副町長。
- ○副町長(女鹿春夫君) それでは、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

確かに昭和62年に建てた分に関しては危険でないということはそのとおりだと思います。 ただ、一括して私どもでは中学校を移転して、今の旧中学校は危険校舎として認定をしても らって国庫補助を受けた経緯があります。そこの中では、当然先ほど企画課長が申し上げた とおり、もし使わないのであれば壊すのが原則ですよという細則は生きています。ただ、部 分的に捉えてその増築した部分が危険校舎ではないという小川議員の解釈もこれは当たって いると思いますけれども、ただ利用上どう考えるかという町の考え方として、やっぱり一括 で考えていかなければならないという観点に立って、取り壊して新たなものを計画しようと いうことでございますので、その辺でご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) これで質疑を終わります。

討論に入ります。

小川文子議員。

#### (6番 小川文子議員 登壇)

○6番(小川文子議員) 反対討論を述べさせていただきます。6番、小川文子でございます。 今の答弁もいただきましたけれども、やはりこの間の一貫した町の説明というのが情報の その信頼性という点で私は大きな問題があると思います。町の中の駐車場に防災倉庫を建設 いたしましたけれども、あれとてすぐに急いで建てなければならないというようなものでは ございませんでした。それは、当局がその消防センターのところにある、あそこで当面は大 丈夫だという説明の中で建てられたものであったからです。そうであれば、例えば63年以降 に建てられたプレハブ校舎等は防災倉庫としての活用が十分に可能でございました。ですの で、その中学校の建設が中止になった段階で、それではその要件に満たないから要件が必要 なくなったので全部を壊すという一括した考え方というのには、私は賛同しかねます。一連 の説明の中でも倉庫としての活用ができると、一時そういう説明があったときもございまし た。しかし、その後倉庫としての活用も非常に難しいというような、非常に曖昧な答弁の中 で推移してきたのが答弁の流れだったように思います。議会に対してはもっと正確な情報を 出すべきだと思います。

もう一つは、やはりよし子議員も言いましたように、私もプレハブ校舎及び63年以降に建てられた校舎、そしてプールについては大変、今緊急に壊すべきではない、もったいないと考えるものです。

以上の2点から反対討論といたします。

○議長(藤原義一議員) ほかに討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第37号 旧矢巾中学校校舎等解体工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第37号 旧矢巾中学校校舎等解体工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

日程第5 議案第38号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)について

○議長(藤原義一議員) 日程第5、議案第38号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読度)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第38号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)について 提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算については、緊急を要する町道陥没に伴う車両損傷損害賠償金及び雪害に 伴う町有建物の修繕料、並びに首都圏から全国へ拡大しつつある風疹感染の予防を奨励する ため、成人を対象とした町単独事業を創設した上、予防接種費用の一部助成金交付所要額予 算の補正をご提案するものであります。

歳入といたしましては、19款諸収入に建物及び車両共済金、同じく総合賠償補償保険金を 新設補正し、また17款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、歳出については、2款総務費の一般管理事業、同じく財産管理事業及び4款衛生費の予防接種事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,358万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億6,468万9,000円とするものであります。

詳細につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決 賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- ○議長(藤原義一議員) 秋篠企画財政課長。
- ○企画財政課長(秋篠孝一君) 町長の命によりまして、議案第38号 平成25年度矢巾町一般 会計補正予算(第1号)の詳細についてご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。事項別明細書の歳入から説明を申し上げます。なお、説明に当たりましては、款、項、目、補正額、節の順でご説明を申し上げます。17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,325万1,000円、節に参りまして財政調整基金繰入金、同額で説明欄記載のとおりでございます。

19款諸収入、4項雑入、1目雑入33万8,000円、節に参りまして雑入、同額で説明欄のとおりでございます。

13ページをお開き願います。歳出に参ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2万4,000円、節に参りまして補償、補填及び賠償金、同額でございますが、先ほど専決処分で報告を申し上げました自動車事故に係る賠償金でございます。5目財産管理費31万5,000円、節に参りまして需用費、同額で説明欄記載のとおりでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1,325万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金、同額でございまして説明欄のとおりでございますが、新たに成人に対する風疹予防接種の助成を行うものでございます。

以上をもちまして議案第38号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)の詳細説明 とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませ

んか。

#### (「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ご ざいますか。

11番、昆秀一議員。

○11番(昆 秀一議員) 4款衛生費の歳出に関してお尋ねいたします。

現在の風疹罹患数、いらっしゃれば町内、盛岡広域でその数を教えてください。あと、い らっしゃればその病状等がわかればお知らせください。

あと、1,325万ということは、対象者はどちらになりますか。その人数の把握はどのようになっていますか。

あと、ワクチンの確保は十分できるのか。そして、その対象者以外において任意で受ける ためには補助とかというのは考えていないのか。

以上、お願いします。

- ○議長(藤原義一議員) 川村生きがい推進課長。
- ○生きがい推進課長(川村勝弘君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

今年度25年度になりましてから岩手県内では2件の発症が発表されております。そのうち 1件が県央保健所管内で発症をしているということでございます。ただ、その県央管内で発 症しております病状につきましてはちょっと把握をしておりませんので、ご了解を願いたい と思います。

それから、人数でございますが、今回対象といたします対象年齢が24歳から49歳までということで考えております。その対象者数が約8,830人ちょっとということになっておりますが、それはあくまでも年齢から追ってきた対象数でありますので、その中にはもう既に予防接種をなされている方、あるいはもう風疹にかかっている方等々いらっしゃいますので、それらの方全でがするということではないと思われております。それで、その対象者数の中から、それぞれまだ未接種あるいは風疹を発症していない方の中から約3割ぐらいが接種していただければいいのかなということで、それこそ対象者約2,600人ちょっとを予定いたしております。

ワクチンの数量ということになりますが、風疹の単独ワクチン、非常に少なくなっておりまして、それらのワクチンの接種料金というのが約七千円ちょっとということで試算をいたしております。それで、今厚生労働省、国のほうで推奨しておりますのが風疹と麻疹、結局

MRワクチンという混合ワクチンになりますが、これにつきましては十分確保ができているということで推奨をいたしております。ただ、その混合ワクチンを接種いただきますとやはり接種料が高いということで、約一万円ちょっとぐらいを見込んでおります。それで、2種類の接種形態がございますので、単独ワクチンの接種の場合には1回やった人に限り3,000円ということで試算をいたしておりますし、また混合ワクチンを接種された方につきましては、やはり料金がちょっと高くなりますので5,000円ということで試算をいたした数字がこの数字ということになっておりますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

それから、対象者以外の補助ということでございますが、23歳以下、結局今発症者数が大体20歳から40代ということになっておりますが、町内のその対象のそれから除かれている20歳から23歳の方々につきましては、昨年度の、ことしの3月31日まで特例措置といたしまして中学校1年生、高校3年生の方々が2回目の接種ということで対象接種になりまして、事業が終わったわけですが、その方々九十五、六%ぐらいの方々ほとんど接種をいたしておりますので、それぐらい接種の機会が多かった方々につきましては、ちょっといろんな事情で接種できない方もあったかもしれませんが、それぞれ個別に接種をしていただくと。あくまでも今まで接種の機会がなかった、対象となっていなかった方々あるいは1回接種でしたけれども、その機会を逃した方々ということで、その接種機会が少なかった方々を今回対象としているということでご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(藤原義一議員) ほかにございますか。 14番、川村よし子議員。
- ○14番(川村よし子議員) 町長が冒頭で報告がありましたけれども、一般会計のこの補正予算には載っていないのですけれども、間野々地区のカントリーエレベーターのところのほだ木のことについてちょっと質問させていただきます。

町長の説明では、今後の処分スケジュールのところに一般廃棄物として焼却処理するという内容が書いてありますけれども、きょうは住民課の課長さんがおいでにならないのですけれども、その焼却処理が6月中旬ということが載っておりますけれども、その放射能の学習はどの程度町当局はされているのか、お伺いします。それがまず1点目です。

2点目は、その住民説明会にも私が出ました。それから、農家の方々も2軒ほど歩きました。1軒の方には農家の方が説明受けた分を聞きましたけれども、町当局も農家の方も、それから間野々地区の方々もみんな被害者なのですけれども、そのほだ木ですけれども、やは

り国の責任、東電の責任としてもとに返すのが本当ではないかと私は考えているのですけれ ども、その点は考えられているのかどうか、お伺いします。

- ○議長(藤原義一議員) 補正には関係ございませんが、農林課長が来ていますので。 高橋農林課長。
- ○農林課長兼農業委員会事務局長(高橋和代志君) ほだ木の1次置き場の関連につきまして のご質問ということでお答えいたします。

まず、第1点目の放射能に係ります学習の考え、町としての考えということでございますけれども、町一円といたしましては現在のところはその学習会等の考えはございませんが、しかしむしろ消費者の方々に対して、今風評被害を踏まえた場合に放射能に対する正しい知識というのは、失礼かもしれませんが、知識的な部分につきましてどのような状況になれば安全かというふうな、そういったふうな観点での皆さんの要望あるいはそういったふうなものが強いようであれば、一般知識としてそういったふうなものを考えなければならないのかなという考えもあります。ただ、今現在そういう学習会をやりますよという計画は今ございません。と申しますのは、いろいろな出し方によりましても、独自で今報道等もいろいるありますので、なぜそういったふうなことなど現時点でやるのか、いろんな形での考え方も出てきますので、ですからその辺のところは皆さんの声なりをお伺いしながら考えていければというふうに思っております。

次に、2点目のほだ木の関係でございますが、まず販売責任者という観点で、それを使用できないものというふうな考えから返すというふうなことの話なわけでございますけれども、いずれこの流れにつきましては契約上の流れで、まずそういったふうなことも内部では検討した部分がございます。ですが、全体的な部分で原木の販売も全て被害者なわけでございまして、ではそれをあなたの責任でということになりますと、全て円として回る格好になります。そしてなおかつ、経済上の形でいきますと契約行為をした形の中で購入しておりますし、既にそれを使うために、当然これは使うというのは安全という観点で使うために各農家なりが植菌なりそういったふうな施しているものもございますから、そういうふうなものでそれはお返しするということにはならないことになっております。それで、間野々の説明会にもお話ししたわけですが、非常に地域からした場合にはそのようなお考えはあるわけですけれども、それぞれの場所でそれぞれ処理するというふうなことで全国そういうふうな対応になっております。ですから、お返しするということにはなりませんので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

以上、お答えといたします。

- ○議長(藤原義一議員) 川村よし子議員。
- ○14番(川村よし子議員) 焼却するということがこの文書でも出ているので予測はしていま したけれども、焼却することはセシウムが、放射能が縮小してそれが人体に影響する可能性 があるわけです。焼却すると煙が出ます。現在の盛岡・紫波環境施設組合のバグフィルター は、ダイオキシンを抑えるためのバグフィルターで放射能を抑えるためのバグフィルターで はありませんよね。そのところは、農林課の課長は住民課の課長もしていましたからわかる と思いますけれども、人体に影響するその煙が矢巾町だけではなく遠く飛んでいくわけです よ。そして、生後生まれたばかりの赤ちゃんとか妊産婦とかにも蓄積していくわけです。そ して、内部被曝になってきますよね。きょうは生きがい推進課の課長もいるから、その内部 被曝の防御の仕方とかもご存じだとは思いますけれども、そういう内部被曝の危険性が今後 発生するかもしれません。ですので、やっぱり学習も必要です。若いお母さんたちに内部被 曝の学習もしていかなければならないと思いますけれども、今焼却しないで保管場所をもっ と考える、そういうふうな方向、それから東電に返すとか、そういう方向にするべきだと私 は考えています。特にも研究者、科学者、多分この間の集会のときにもらっていると思いま すけれども、もう90年近く広島の原爆の研究をされている方が内部被曝のことを書いていま す。これは煙だと特に多いのですけれども、内部被曝は鼻とか口、皮膚から入りますという ことで、食べ物を通して入るので一番怖いということを書いています。そして、それが連鎖 していくわけです。ですので、ぜひともその焼却をしないでどこか違う、間野々地域の人た ちはそこに置かれるのが一番困るみたいなのですけれども、保管をもう少し厳重にするとか、 それから保管場所を考えるとか、農家の保管を前に返すとか、そして最終的には国とか東電 の責任で福島とか生産したところに返すような方向にする必要が必要だと思います。

(何事か声あり)

- ○14番(川村よし子議員) 議員の方々は、私にそういう質問……
- ○議長(藤原義一議員) はい。
- ○12番(村松輝夫議員) ただいまの川村議員の不穏当発言だと思いますので、取り消しを求めます。

(「そうだ、そうだ」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ちょっと待ってください。不穏当の部分を具体的にちょっと。 はい。

- ○12番(村松輝夫議員) その福島に返せなんていうのはとんでもないことであります。したがって、発言の取り消しを求めます。
- ○議長(藤原義一議員) よし子議員、どうですか。
- ○14番 (川村よし子議員) いえ、発言は取り消しません。
- ○議長(藤原義一議員) 暫時ここで休憩をします。

議運で取り扱いを協議しますので、暫時休憩をします。委員の皆さん方は直ちに第1委員 会室にお集まりください。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 再開

○議長(藤原義一議員) 再開をいたします。

ただいま川村よし子議員から発言の取り消しの申し出がありましたので、これを許します。 14番、川村よし子議員。

- ○14番 (川村よし子議員) 発言の取り消しではなくて修正です。済みません。
- ○議長(藤原義一議員) まず、発言してください。

(何事か声あり)

○14番(川村よし子議員) 訂正です。

(「言葉間違っています」の声あり)

- ○議長(藤原義一議員) 発言してください。
- ○14番(川村よし子議員) 私の先ほどの発言では、原木を、今はほだ木になっていますけれ ども、ほだ木を福島に返せという乱暴な発言をいたしましたけれども、ほだ木を宮城等生産 者に返せという発言に修正をお願いいたします。
- ○議長(藤原義一議員) 福島は、という発言が問題だということですが、それは訂正という ことですね。
- ○14番(川村よし子議員) はい。修正です。
- ○議長(藤原義一議員) それでは、福島の部分は宮城等に訂正といたします。 では、質問を続けてください。
- ○14番(川村よし子議員) 済みません。焼却ということですけれども、それは内部被曝の危険性がこれから増すわけですので、内部被曝の予防のためにもほだ木を各農家に返すのか、返す方向とか、それから今はブルーシートで覆われていますけれども、それをもう少し厳重

な保管をする必要がある。今では水たまりにほだ木がつかっている状況で、水にセシウムは溶けます。そして、地下に入っていったりしますので、もう少し保管を考える必要があると思います。ですので、それで焼却もだめですし、その保管をもう少し整備するというところで、そしてほだ木を生産者に返す、時間がかかるわけですけれども、そういう今後のスケジュールに変えてほしいです。

それから、2点目のことは、矢巾は今ほだ木のことが問題になっていますけれども、今後子供たちにも放射能について学習とかが必要だと思いますけれども、そういうときに放射能はまだまだ科学的に解明されていない部分、チェルノブイリの原発事故も25年以上もたっていますけれども、まだまだ解明されていない部分が多くあります。今月にもチェルノブイリの放射能の学習会が岩大で行われますけれども、そういう部分にも町当局として参加したりして、これは生きがい推進課の分野になるかもしれないのですけれども、町内で学習会とかも開くことが必要だと思います。そして、特にも講師として、ラジオメディカルセンターってご存じだと思うのですけれども、医療廃棄物を処理するところがあるのですけれども、あそこのバグフィルターはドイツ製かどこかガラスの、放射能をシャットアウトするようなバグフィルターです。そういうラジオメディカルセンターの市民分野で監視員やっている永田文夫さんといったと思うのですけれども、そういう方の学習会とかも今後やっていくのが必要だと思います。これは意見です。

- ○議長(藤原義一議員) では、いいですね、要望で。
- ○14番(川村よし子議員) はい。
- ○議長(藤原義一議員) ほかに質問ございますか。 6番、小川文子議員。
- ○6番(小川文子議員) 私は、2点について質問させていただきます。

今回焼却ということになったわけでございますが、さらに5,800本搬入されるという計画でございますので、これらをさらに同じところに集めるのではなく、住民説明会でもご要望がありましたように、間野々以外のところで保管すべきではないかということに考えはないかということと、もう一つは、都南地区とか紫波地区のほだ木のこういうふうな件は問題が起きていないのかどうかについてお聞きをいたします。

そして、先ほどから厳重な対策ということの要望が出ていますけれども、それらについての、3点目になりますね、考えをどのような形でまとめていこうとなさって、それをどういうふうに住民に返していこうとなさっているのかについてお伺いをいたします。

- ○議長(藤原義一議員) 高橋農林課長。
- ○農林課長兼農業委員会事務局長(高橋和代志君) 大きく3点のご質問だったわけでございますが、まず第1点の、説明会の際に今おっしゃいました追加本数ということでお話しした経緯があったわけで、議員お話しのとおり地元のほうからは、それは控えてくれ、やめてほしいという要望があったのは事実でございます。結論的な部分といたしまして、その後早急に関係機関、団体と協議しました。それで、地元意向の部分、そういったふうな意向の部分を踏まえた形の中で、そこに追加分につきましてはやらないということの方向は方向づけさせていただいております。ただ、となりますと、そちらのほうは単純にやらないということになる、それでいいのかという話になります。全体的にはトータルとして考えなければならない分がございますので、それで今追加分につきましてはその場所、個々のその生産農家のほうに置いているわけでございますが、ただ基本的に早く撤去してほしいというお話があるわけでございますけれども、それで再度それはお願い申し上げた形の中で、きちんとシートでくるんで同じような形のものにしまして、そのような対応した形の中で当面保管していただきたいという話の中で、そういう方向性でこれが進んでいるところでございます。

次に、2点目でございますけれども、他市町村の問題ということでございますが、まず身近なところでは盛岡市のほうでは、一番問題となります食品とする部分のシイタケの部分、100ベクレルを超えて出荷停止という部分になったわけでございますが、先般それが対応したことによりまして解除されたということになっております。そういうことで、そういう事例を踏まえた格好の中で、その際には国なり県のほうから対応策の部分が示されているわけでございますが、それらをすべてクリアした形の中で解除されたわけでございますので、そういう点ではまず今はございません。あと、今度は紫波郡のほうになりますけれども、紫波郡のほうにつきましては先般説明した内容、あるいはきょう皆様に資料出した形の中で進めてまいりたいということでなっております。それが実態でございます。

次に、今後の方向なわけでございますけれども、まずは先ほど町長が冒頭に話ししたわけでございますけれども、今言えば言いわけ的になるかもしれませんけれども、そもそもですけれども、この分につきましてはその基準値の形の中で、住民感情になれば当然、何でやらないのだというのわかりますが、法的なそういったふうな国の指導なりを踏まえた場合に、説明義務的な、今の場合は義務という言葉を使わせていただきますが、そういったものはなかったわけでございます。というのは、安全なものでありますので、特にもこの原木につきましては生産としては基準がありますけれども、ではどうするのということがあって、多目

的使用は許されております。例えばまきとか、ボイラーとか、そういったふうなのは許されております。使っていいですよということの状況になっております。そういったふうな観点から、そうは言っても、では何が安全なのとなりますから、最終的に口に入る基準、100ベクレル、そこは絶対超えてはだめですよ、それ超えるようなことがあって、それを無視してやるということは毛頭できないわけでございますけれども、そういうふうな判断からトータルの判断で安全であるということでやったわけでございます。ですから、それをあとはお話ししておりますとおり、一般焼却というふうな捉え方の形の中で、安全なものを一般焼却物ということで盛岡・紫波地区環境施設組合のほうで焼却をすると。当然ながらこれは双方協議をしまして、きちんと他に迷惑のかからない形の中で粛々進めていきたいというふうな考えでございます。となりますと、今の状態ではあそこのきちんと密閉した形の中で再度そこは対応しまけれども、一時仮置きしながら計画を再度練り直ししながら、焼却して終結させたいというふうな考えでございます。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第38号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)についてを 起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第38号 平成25年度矢巾町一般会計補正予算 (第1号) については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

町長以下、参与の方々は退席されて結構です。

午前11時18分 休憩

\_\_\_\_\_

午前11時19分 再開

○議長(藤原義一議員) 再開します。

\_\_\_\_\_

日程第6 常任委員会委員の選任について

○議長(藤原義一議員) 日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、ただいまお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員は、1番、齊藤正範委員、4番、山﨑道夫委員、6番、小川文子委員、11番、昆秀一委員、15番、米倉清志委員、18番、藤原義一委員。

次に、産業建設常任委員会委員は、7番、谷上哲委員、8番、廣田光男委員、9番、秋篠忠夫委員、10番、芦生健勝委員、14番、川村よし子委員、17番、長谷川和男委員。

次に、教育民生常任委員会委員は、2番、藤原由巳委員、3番、村松信一委員、5番、川村農夫委員、12番、村松輝夫委員、13番、藤原梅昭委員、16番、髙橋七郎委員にそれぞれ決定しました。

直ちに常任委員長、副委員長の互選に入ります。それぞれの委員会に分かれて互選を行います。委員長、副委員長が決まりましたなら当職まで報告願います。

それでは、直ちに常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行うよう口頭をもって 通知します。

なお、常任委員会は休憩中に行いますので、よろしくお願いします。

また、委員長の互選の職務は、各常任委員会の年長委員が取り仕切っていただくようお願いします。

それでは、ここで暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時28分 再開

○議長(藤原義一議員) 再開します。

各常任委員会から選任された委員長、副委員長の互選の結果、次のとおりであります。

総務常任委員会委員長、米倉清志委員、副委員長、山﨑道夫委員。 産業建設常任委員会委員長、芦生健勝委員、副委員長、廣田光男委員。 教育民生常任委員会委員長、村松輝夫委員、副委員長、藤原由巳委員。 以上であります。

ここで選任されました委員長、副委員長より自席で挨拶を許します。

総務常任委員会委員長、米倉清志委員。

- ○総務常任委員長(米倉清志議員) 再度委員長就任ということで、不肖私でございますが、 力不足ではございますけれども、新メンバーとともに力を尽くして職務を全うしたいと思い ますので、皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げます。
- ○議長(藤原義一議員) 副委員長、山﨑道夫委員。
- ○総務常任副委員長(山﨑道夫議員) 前任の米倉委員長と副委員長、ともに再選になりました。委員長を補佐して私なりに精いっぱいやりたいと思いますので、新メンバーの皆さんもよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

- ○議長 (藤原義一議員) 次に、産業建設常任委員会委員長、芦生健勝委員。
- ○産業建設常任委員長(芦生健勝議員) 引き続きやることになりました。副委員長ともども一生懸命頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○議長(藤原義一議員) 次に、副委員長、廣田光男委員。
- ○産業建設常任副委員長(廣田光男議員) 再任されましてありがとうございました。委員長 を補佐し、一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○議長(藤原義一議員) 次に、教育民生常任委員会委員長、村松輝夫委員。
- ○教育民生常任委員長(村松輝夫議員) このたび再度教育民生常任委員長として再任させていただきました。新メンバーとともに一生懸命町勢発展のために頑張ってまいります。議員各位のご協力をよろしくお願いします。
- ○議長(藤原義一議員) 副委員長、藤原由巳委員。
- ○教育民生常任副委員長(藤原由巳議員) ただいまの村松輝夫委員長とともに再選をいただきました。微力ではございますけれども、委員長を補佐しながら精いっぱい残り任期頑張ってまいりたいと思いますので、皆さん方のご協力をお願い申し上げます。

終わります。

○議長(藤原義一議員) これで挨拶を終わります。

\_\_\_\_\_

日程第7 議会運営委員会委員の選任について

○議長(藤原義一議員) 日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任についても、委員会条例第7条の規定により、ただいまお手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、5番、川村農夫委員、8番、廣田光男委員、10番、芦生健勝委員、12番、村松輝夫委員、15番、米倉清志委員、16番、髙橋七郎委員、17番、長谷川和男委員にそれぞれ決定しました。

それでは、直ちに議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知します。

委員長、副委員長が決まりましたなら当職まで報告願います。

なお、議会運営委員会は休憩中に行いますので、よろしくお願いします。

また、委員長の互選の職務は年長委員が取り仕切っていただくようお願いします。

それでは、ここで暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

\_\_\_\_\_

#### 午前11時37分 再開

○議長(藤原義一議員) 再開します。

議会運営委員会から選任された委員長、副委員長の互選の結果は次のとおりであります。 委員長には髙橋七郎委員、副委員長には廣田光男委員でございます。ここで選任された委 員長、副委員長より自席で挨拶することを許します。

委員長、髙橋七郎委員。

○議会運営委員長(髙橋七郎議員) ただいまは再任をいただきまして大変ありがとうございました。皆さんの協力を得ながら議会運営を進めていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(藤原義一議員) 副委員長、廣田光男委員。
- ○議会運営副委員長(廣田光男議員) 委員長ともども再選されましたので、一生懸命頑張っ

てまいりたいと思いますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

○議長(藤原義一議員) これで挨拶を終わります。

\_\_\_\_\_

日程第8 矢巾町議会だより特別委員会委員の選任について

○議長(藤原義一議員) 日程第8、矢巾町議会だより特別委員会委員の選任についてを議題 とします。

矢巾町議会だより特別委員会委員の選任については、矢巾町議会だより編集委員会規定第3条により、ただいまお手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会だより特別委員会委員は、1番齊藤正範委員、4番、山崎道夫委員、6番、小川文子委員、11番、昆秀一委員、13番、藤原梅昭委員にそれぞれ決定しました。

直ちに矢巾町議会だより特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行うよう口頭を もって通知します。

なお、矢巾町議会だより特別委員会の委員長、副委員長の互選の職務は年長委員により取り仕切っていただくようお願いします。

委員長、副委員長が決まりましたなら当職まで報告願います。

それでは、ここで暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

\_\_\_\_\_

午前11時43分 再開

○議長 (藤原義一議員) 再開します。

議会だより特別委員会から選任された委員長、副委員長の互選の結果は次のとおりであります。

矢巾町議会だより特別委員会委員長は、山﨑道夫委員でございます。副委員長は、小川文 子委員であります。

ここで、選任された委員長、副委員長より自席で挨拶することを許します。

委員長、山﨑道夫委員。

○議会だより特別委員長(山﨑道夫議員) 同じメンバーでございましたので、いや応なしに

委員長に選任されました。大変厳しい仕事でございますが、やりがいもある部分もあります ので、メンバー、力を合わせて頑張っていきたいと思います。議員の皆さんのさらなるご協 力をよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(藤原義一議員) 次に、副委員長、小川文子委員。
- ○議会だより特別副委員長(小川文子議員) 委員長を補佐し、全力で頑張りたいと思います。 議員の皆さん、よろしくお願いいたします。
- ○議長(藤原義一議員) これで挨拶を終わります。

\_\_\_\_\_

○議長(藤原義一議員) 以上をもって今臨時会に付託された議案の審議は全部終了しました。 これをもって平成25年第3回矢巾町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前11時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員